

山本善明

Yamamoto Yoshiaki

# いいじめ 退治 します

---

生徒・保護者・教員 全員参加の  
いじめ問題解決ストーリー

---

## はじめに

今から六五年以上も前の話であるが、著者が小学生、中学生だったころ、クラスや同学年の中に『ガキ大将』と呼ばれている生徒がいた。ほとんどのガキ大将は勉強の成績は良くなかったが、正義感が強く、クラスの生徒がいじめられたりすると、いじめを行った生徒のところに行って『落とし前』（もめごとの後始末）をつけてきた。クラスの生徒はガキ大将に守られていたので、ほかの生徒からいじめを受けることはほとんどなかった。また、ほかの子をいじめたりして悪いことをすると、一緒に住んでいる親や祖父母ばかりではなく、周囲の大人からも注意されたり叱られたりした。当時、この世で最も恐ろしいものとして、「地震、雷、火事、親父」と言われていた。特に、「親父」は子供たちにとって一番恐ろしい存在であった。弱い者いじめなど卑怯なことをすると、目玉が飛び出るほどに怒られた。そのため、著者が小学生、中学生のときに、生徒によるいじめが社会問題になることはなかった。ところがもう何年も前から、学校での生徒によるいじめ問題が深刻な社会問題になっていく。いじめられた生徒が自殺までしている。新聞やテレビなどで学校でのいじめが報じられ、著者はいち社会人として、「なぜ、いじめを止めることができないのか？」と不思議に思いながら、新聞記事などから、

学校での生徒のいじめ事件や、いじめに直接または間接に関係すると思われる記事をもう十年以上前からスクラップしてきた。それと並行して、現在の学校教育制度（主に義務教育課程）、学校でのいじめ防止に関する法令、生徒のいじめ事件に対する国、地方公共団体、教育委員会、学校などでの防止対策、いじめを起す根本的原因その他の生徒のいじめ問題を取り扱っている書物、資料、情報などを可能な限り収集して読み漁ってきた。そして、三年ほど前から、いじめに関係すると思われる項目を整理して、各項目ごとに内容のまとめに取りかかった。

取扱うべき項目とその内容はその後新たな資料や情報などが加わって増える一方だった。そんな中、いじめに関する問題を多角的、網羅的に取り扱っている書物がほとんどないことから、この際、いじめ問題に関心を持っている人が一冊の書物ですべての問題につき知識を取得して防止策と対処策を考えることができるような書物を書くことにした。

学校での生徒へのいじめ問題は、社会的には学校や教師による防止対策、対処法のみが注目されている。そのため、これらの問題を中心に議論される場合が多い。しかし、いじめの問題は生徒とその保護者にも関係するものでもある。

教育基本法では、保護者は子供の教育につき第一義的な責任を有するものとされている。しかし、現行の法律の下では法的には教育義務は負わされていない。そのため、いじめ問題についても常に傍観者の立場に立って眺めているが、わが子がいじめにあったときは被害者、わが子がいじめを行った

ときは加害者として登場する。しかし、乳幼児期から始まる保護者による子供への養育や教育に問題があつて子供がいじめを起こしたとすれば、いじめを起こした子供は保護者を加害者とする被害者ということになるのではないだろうか？ いじめられた子供も、日頃の子供と保護者との愛情によるつながりが希薄であつたがために、保護者がいじめを未然に防ぐことができなかつたとすれば、いじめられた子供の保護者もわが子に対する加害者ということになるのではないだろうか？ わが子に対し加害者とならないように、保護者はわが子と深い愛情によるつながりを常に維持し、わが子がいじめを受けたり、いじめを行つたときにはいち早くそれに気づき、大事にいたる前にそれに対処するのは、保護者の責任、役割である。

また、いじめは学校内、学校外での生徒の生活、活動の中で起きる。生徒はほかの生徒の生活や活動について、生徒間での情報交換や噂を通じて多くの情報を持つているし、各生徒の性格についても、日常の接触を通じて知つている。その意味で、いじめが発生したとき、生徒はいち早くそれを察知することができる。もし、生徒がいじめに関心を持っていじめ防止に乗り出せば、いじめの早期発見、防止が可能となつてくる。更に、生徒はいじめを行っている生徒と、いじめを受けている生徒にとつて、どのような形でいじめを解決すれば、両者ともにしこりを残さずに解決できるかも知つている。いじめの種類によつては教師や保護者などの協力が必要になるが、生徒の自主性を尊重してのいじめの解決は、生徒の社会性の向上にも役立つといじめの発生を抑制する効果も期待できる。いじめの早期発見、早期解決、再発防止策として、生徒による自主的な防止活動は欠かすことができない重要な

じめ防止策と言える。

いじめ問題が学校や教師のみならず生徒の保護者、学校の生徒にも関係しているものである以上、本書はこれらの三者を対象として書かなければならない。多岐にわたるいじめの問題点をカテゴリーズして各項目ごとに解説する形で書けば、書出しから非常に難しい内容や理屈を展開することになる。従って、読者にとってはとっつきにくい難解な書物となる。また、本書はできるだけ多くの教育関係者や生徒の保護者に読んでもらいたいし、幅広い学生層、特に、小学校高学年、中学生にも読んでもらいたい。そのためには工夫が必要である。

考えた末、あくまでもノンフィクションであることは維持して、小学校五年生の数名の生徒と彼らの保護者、そして、生徒たちの担任教師を登場させての物語形式で、いじめに関係する諸問題を次の二部に分けて取り上げることにした。

第一部「いじめ防止のために生徒と保護者に読んでもらいたいこと」

生徒の自主的ないじめ防止活動の必要性と、それに対する保護者の協力の必要性につき、物語の展開の中で記述する。同時に、物語の展開の中で、いじめ問題につき生徒や保護者が知っておいた方がよい事項につき取り上げる。

第二部「いじめ防止のために生徒の保護者と教育関係者に読んでもらいたいこと」

第一部の物語の継続性を維持しつつ、生徒の保護者と生徒の担任教師の自由な意見交換を通じ

て、いじめ問題を理解するために生徒の保護者と、乳児、児童、生徒の養育・教育に係る者が知っておいた方がよい事項につき取り上げる。

本書を執筆して、著者としては、すべてのいじめを防止するための決定的な妙薬はないのではないかと考えている。しかし、「生徒のいじめをなくすには、学校・教師による防止活動、生徒による自主的な防止活動、そして、地域活動を含む生徒の親などの保護者による防止活動が一体となって展開されなければならず、この三位一体での活動があれば、生徒のいじめを完全には解消できないものの、かなりの部分は解消できる」と考えている。

この三者の活動の中で社会的には学校や教師における防止活動のみが注目されているが、生徒の保護者による活動と、生徒による自主的な活動が絶対的に必要なものであることを認識してもらいたいと思っている。

なお、本書では、いじめの根源的要因として、脳科学、精神分析学及び心理学から見たいじめの要因についても記述している。これらの分野におけるいじめに関する考え方には諸説がある。本書での記述は巻末記載の参考文献・資料の紹介程度の記述にとどめている。これらの分野について関心のある方は巻末記載の文献・資料のみならずその他の文献・資料を直接読んで理解していただきたい。

本書が学校での生徒のいじめ防止の一助となれば幸いである。

(注) 一般的には、小学生は「児童」、中学生及び高校生は「生徒」と呼称されている。本書では主

として小学生のいじめを取り扱っているので、元来は「児童」の呼称を使う必要がある。しかし、いじめの問題は単に小学生だけの問題ではないので、あえて、「学校で教育を受けている者」の総称である「生徒」という言葉を使っている。

また、教育職員免許法により幼稚園、小・中・高等学校などの正教員は「教諭」と呼称されているが、本書では広く学校などで学業を教える人として「教師」又は「教員」という呼称を使っている。

はじめに..... 2

第一部 いじめ防止のために生徒と保護者に読んでもらいたいこと 17

一 友達からのいじめの告白..... 19

「人の役に立つ人間になりなさい」 19

いじめで組替えになった友達 27

女子生徒の上履き紛失 30

ようやく心を開いた友達 32

いじめについての告白 38

「いじめ防止への取組みは勉強よりも大事だ」 46



二 「いじめ退治します」…………… 51

「いじめ退治します」の旗を掲げての登校 51

上級生からのいじめ 54

いじめへの報復をどうするか 57

憧れの女子生徒に守られての下校 60

女子生徒からのお説教 65

女子生徒の母親からの大事な話 68

報復よりもいじめ防止 72

三 「いじめ防止新聞」の発行…………… 77

「いじめ防止新聞」への担任教師の反応 77

新聞配布への両親の反応 81

新聞第二号は「LINE」によるいじめ 87

いじめを受けた友達の母親の就職 92

四 いじめの対応は学校が行うもの？……………95

いじめの防止・処理は教師の責任？ 95

新聞第三号は「言葉の暴力」と「集団による無視」 98

今の自分を思い切って楽しむ 105

未成年者の犯罪の法的措置 107

クラスでのいじめの解決 111

いじめ防止の法律についての説明会の開催 116

生徒のことは生徒が一番よく知っている 119

僕はスマホはいらない 122

新聞発行の効果 124

五 「いじめ防止対策推進法」……………127

説明会への出席 127

学校でのいじめの件数 129

いじめ防止対策推進法の概要	132
いじめ防止法の改正要望事項及び問題点	137
いじめ防止のための生徒の自主的活動の適否	141
ど「という範囲のいじめが「いじめ」なのか	145
学校でのアンケートによるいじめ調査の問題点	147

## 六 「いじめ」って、どんなものなの？……………

高校のお兄さんによる説明	150
スマホのネット機能	156
「ネットいじめ」	159
「学校裏サイト」	163
「ネットいじめ」の記録は残る	164
ど「ないじめ方があるのか	165
許せない「いじめの傍観者」	166
悪口として使う言葉	168

七 いじめの傍観者とは？……………

新聞第四号でのお兄さんの話の取扱い	171
生徒全員が仲の良い友達になるとは	174
大人同士の意見交換会への生徒の参加	176
「傍観者」についての父への質問	179
ネットの記録は必ず残るのか？	182
新聞第四号は「いじめの傍観者」	185
新聞第五号は「ネット記録の消去問題」	189

八 いじめ防止のための生徒の提案……………

学校に通う第二の目的	191
生徒同士が仲良くなるための機の配置	195
学級担任制と教科担任制	199
定期アンケートの対象となる「いじめ」	202

記名式アンケートの問題点	205
いじめ防止のための学校での取組例	207
生徒による「いじめ防止宣言」と「いじめ救助グループ」	212

**第二部 いじめ防止のために生徒の保護者と教育関係者に読んでもらいたいこと**

一 教育の第一義的責任者は保護者……………	221
-----------------------	-----

二 生徒によるスマホ利用問題……………	225
---------------------	-----

スマホの学校への持ち込み	225
子供のスマホの使用制限	231
スマホ利用に関し社会的に考えるべき問題点	235
スマホに関する親子間の契約	256

スマホに関する保護者によるルール作り  
保護者の協力を得る困難性

266

260

### 三 いじめの根本的原因と保護者による子供の養育……………

271

強い「可塑性」を持つ〇歳児～三歳児の脳

271

各人の基本的性格は「三つ子の魂百まで」

273

虐待による脳の変形

275

いじめは集団生活での異物の排除行為という考え方

278

教育現場で実践できるアドラー心理学

283

### 四 現行の教育制度と学問的研究とのギャップ……………

288

「学習指導要領」という壁

288

教育現場の現状

292

教師の過酷な勤務時間	296
経験不足・知識不足の教師の増加	305
「不登校」という選択	306

## 五 女性の社会進出と子育て…………… 311

社会的役割分担としての女性による子育て	311
育児放棄の子育て	315
保護者同士の連携と地域の協力	317
いじめの加害者は生徒の保護者	321

## 六 東日本大震災の避難者へのいじめ…………… 323

機能しないいじめ対策組織	323
大人の思いやり欠如の子供への影響	326

七	教育委員会制度の概要……………	330
八	いじめ調査資料などの裁判での証拠能力……………	336
	エビローク……………	342
	参考資料・文献等……………	347



# 第一部

いじめ防止のために  
生徒と保護者に読んでもらいたいこと



## 一 友達からのいじめの告白

「人の役に立つ人間になりなさい」

日曜日、大野洋介は、三日振りに父と母と家族三人で夕食を摂っていた。

母親の久子は今日もまた、最近の食糧品の値上がりについて、今日買ってきた食品の名前を一つずつあげて嘆きの声を発している。父親の英樹は「大変だな」と相槌を打つだけで聞いている。洋介は母の話には関心がなく、黙々と食事を続けていた。

久子は思い出したように急に顔を曇らせ、食事の手を休めて多少怒りのこもった声を発した。

「そう言えば、今日の新聞に、また学校でのいじめで生徒が自殺した記事が載ってたでしょ。担任の先生は何をしていたのよ。学校の教育が間違っているのよ。あなたもそう思うでしょ」

英樹は味噌汁を一口飲んでから、いつもどおり静かな口調で応えた。

「学校とか担任の先生だけの問題とは言えないんじゃないか？ 最近、子供に対する家庭の教育機能、社会全体の教育機能が著しく低下してきている」

「どうということなの。もっと具体的に言って」久子は不満そうに言い返した。

「つまりだな」と、英樹は箸を置いて久子と目を合わせて言った。「戦前、戦後しばらくは、三世代同居がほとんどで、祖母は嫁に炊事、家事、子育ての仕方を教え、子供のしつけには両親だけではなく祖母も厳しく口出しをしていた。子供の数も多かった。親が忙しいときは、おじいちゃん、おばあちゃんや上の子供たちが下の子の面倒をみた。三世代家族の中で、親が子育ての仕方を学び、更に、家族みんなで子供を育てる態勢があったんだよ。その上隣近所とのコミュニケーションも濃密だったので、自分の子とよその子を分けへだてなく遊ばせたり、叱ったりしていた。親の目だけではなく複数の目が子供を見ていて、しつても色々な方向からされていた。戦後核家族化して夫婦は祖父母と離れて生活するようになったが、前にも言ったが、僕は久子と結婚するまでは東京の下町で三世代家族、五人兄弟の昔ながらの家庭に育ったんだ」

「私は祖父母とは別の家で両親と二人兄弟で育ったわ。時々祖父母が訪ねて来たり、祖父母の家に遊びに行ったりけど、おじいちゃんやおばあちゃんに叱られたり、母がおばあちゃんから子供のしつけのことで叱られたりしていたわ。祖父母が亡くなってからは叱られることもなくなったけど、時々思い出すと寂しさを感じるわ」

「久子と結婚して二人とも祖父母、両親と離れて生活するようになったが、わが家の場合は、結婚してから両家の両親との交流は頻繁に続いている。両家にとって初孫の洋介が誕生したときには、単に孫を可愛がるだけではなく、子育て全般について、時々久子が腹を立てるぐらいに両方の親が口を出していたね」